



令和7年8月26日

埼玉労働局長

片淵 仁文 殿

埼玉地方最低賃金審議会

会長 福田 素生

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年8月26日貴職から、令和7年8月8日付け埼玉県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する埼玉県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合及び埼玉県医療介護労働組合連合会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月8日付け答申どおり決定することが適当である。